



国宝 紙本着色 花下遊楽図 狩野長信筆 安土桃山～江戸時代(17世紀) 東京国立博物館所蔵 Image : TNM Image Archives.

第1回 江戸時代以前「《月次風俗図屏風》《花下遊楽図》」

平成26年11月29日(土)→平成27年2月24日(火) 休館日：平成27年1月1日(木祝)、1月19日(月)

【前期】平成26年11月29日(土)～平成27年1月18日(日) 【後期】平成27年1月20日(火)～平成27年2月24日(火)

松坂屋コレクションとは、旧松坂屋京都染織参考館が蒐集した染織品が、2010年に同館を閉鎖、松坂屋創業の地・名古屋に移設され、一般財団法人 J. フロントリテイリング史料館と名古屋市博物館に収められる際につけられたコレクションの総称です。コレクションの中核は小袖です。

現在の着物の原型である小袖は、平安時代に貴族の下着として着始められ、支配階層の入れ替わりにより武家の世に表着となり、17世紀を迎える頃には各階層の中心的な衣服となりました。また、支配階層の入れ替わりは、衣服の変更だけでなく、庶民を描いた絵と言われる「風俗画」を生み出していくことになりました。風俗画は記録写真のない時代の服飾を含めた人々の暮らしを現在に伝えています。また、裂を含めた小袖などは、その絵に描かれた服飾を実証するものでもあります。

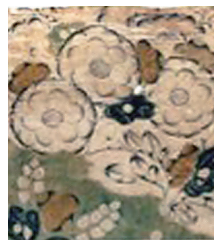
「小袖の変遷Ⅱ－描かれた小袖」では、年代を追い風俗画に描かれた小袖の変遷を現存する小袖・裂を展示し紹介するものです。今回は桃山時代(慶長年間)に焦点をあて、東京国立博物館所蔵の重要文化財《月次風俗図屏風》及び国宝《花下遊楽図》に描かれた女性の着用する小袖の意匠である「辻が花」「片身替わり」「段替わり・八つ替わり」「肩裾」などを紹介します。これらの特徴は左右対称(シンメトリー)な文様表現で、その表現を現存する松坂屋コレクションとともに紹介いたします。また、桃山時代の小袖は形態が身幅は広く袖幅が短いもので、その後の江戸初期以降の小袖とは大きく異なります。形態も文様も大きく変化を遂げる前に花開く桃山時代の文様表現を是非、ご堪能ください。

肩裾



桐菖蒲霞取模様 2裂
能装束裂 桃山時代 前期展示

辻が花



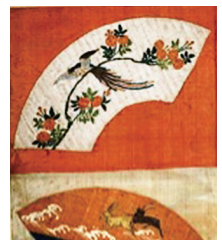
萌黄絹地雲取菊模様
辻が花裂 桃山時代 前期展示

八つ替わり



りんどろ
菊笹龍胆段替模様唐織
能装束 江戸時代後期 後期展示

段替わり



扇面段替模様
能装束裂 桃山時代 後期展示





略年表

時代区分	和暦	西暦	事項	
江戸時代前期 (1615~1688)	天正頃		中国の織工、堺にきて縮緬の織り方を教えたと言えられる。 縺子綾が京都で織り始められる。	
	慶長9年	1604	幕府は、堺・京都・長崎の商人に輸入生糸の先買権を与える(糸割符制度の制定)	
	慶長頃		縮子、中国の方法を模倣して京都で織りはじめる。	
	寛永2年	1625	絹一反を大工の曲尺で長さ三丈二尺、幅一尺四寸に、 木綿一反を同三丈四尺、幅一尺三寸に定める『武江年表』	
	寛永3年	1626	シャム口染(後の更紗) 渡来	
	寛永5年	1628	百姓の衣類に絹を禁じ、布・木綿とする。麻・木綿の一反を長さ三丈四尺、幅一尺三寸と定める	
	寛永8年	1631	糸割符仲間に江戸と大坂が加わる。 絹縮一反の長さ、麻・木綿と同じく、曲尺で三丈四尺	
	寛永20年	1643	庄屋・百姓ともに衣類を紫や紅梅色に染めることが禁じられる	
	明暦元年	1655	糸割符制度一時禁止	
	寛文4年	1664	絹織物の丈尺一反を二丈六尺と定める『武江年表』。 綿縮の一反、曲尺で長さを三丈二尺、幅一尺四寸に、 麻・木綿の一反の長さ三丈四尺、幅一尺三寸とする旨、重ねて基準が示される	
	寛文6年	1666	染織技法書『紺屋茶染口伝書』刊行	
	寛文年間		江戸初期から寛文にかけて摺箔・刺繍・絞などによる装飾を中心に、 それを全面に布置した地無小袖が若い女性に好まれる『百々物語』	
	延宝6年	1678	小袖の立裄が高くなる『色道大鏡』	
	延宝年間		この頃から天和にかけて鹿子絞流行	
	天和3年	1683	衣装法度が出され、金紗・総鹿子絞が禁止。百姓絹縮・木綿・麻布の衣服とする	
	江戸時代中期 (1688~1751)	天和年間		紋縮緬・縹縮緬織り出される。
		貞享2年	1685	糸割符制度復活、幕府が生糸の輸入額を制限
		貞享年間		この頃から裾・身丈長くなる。糊防染による友禅染が行われる。天和・貞享・元禄にかけて描絵が流行
元禄元年		1688	元禄の禁令	
元禄2年		1689	禁令の効果少なく、再度衣裳の制令布告	
元禄7年		1694	江戸で木綿店などの問屋が十組問屋結成	
元禄頃			宮崎友禅齋の友禅模様が流行する。元禄期の代表絵師尾形光琳、小袖に絵を描く	
宝永頃			女子の振袖、二尺の長さになる	
正徳3年		1713	諸国に養蚕・製糸を奨励	
享保6年		1721	儉約令 禁令により大奥女中の衣類、その他も制限	
江戸時代後期 (1751~1868)	享保9年	1724	儉約令により大模様衰退。裾模様盛んになる。 小紋流行しはじめ、青茶小紋多し『瀬田問答』	
	享保年間		衣服の衽大きくなる。打掛が小袖より五、六寸長くなる。脇あけが一般化する。 享保末頃、屋外で小袖をひきずり着る風習がはじまる。	
	延享2年	1745	西陣高機織屋仲間の成立	
	寛延頃		女子の振袖、二尺六、七寸から七、八寸の長さになる	
	明和頃		裏地に紅を使う流行が廃れ、紫・黒が流行となる	
	天明8年	1788	西陣中枢ほとんど全焼。機業一時、絶える	
	天明年間		浅葱色大流行	
	寛政12年	1800	西陣機業が復活	
	寛政年間		裏裾模様、江戸裾模様の形式が流行	



電話(052)251-1111 【営業時間】本館地下2階~3階、南館地下2階~4階、北館1階は10時~20時
 その他のフロアは10時~19時30分 ただし、本館9・10階、南館6・7・10階、北館地下1階で営業時間が異なる店舗もございます。
 ※12月31日(水)は全館10時~18時 ※1月1日(木・祝)は休業いたします。